

令和 8 年度
松田町ボトルドウォーター生産施設
整備運営事業
公募型プロポーザル実施要領
（設計・施工・監理及び運営業務等一括発注）

令和 8 年 6 月

松 田 町

目 次

第 1 事業内容に関する事項

1	事業名称	1
2	背景及び本事業で目指す将来像	1
3	事業内容等	2
4	建設事業対象地	2
5	対象業務と仕様等（要求水準）	3
6	契約方法	5
7	契約金額	6
8	支払い条件	6
9	事業期間	7
10	事務局	7

第 2 事業者の募集に関する事項

1	選定の方法	7
2	募集及び選定のスケジュール	7
3	募集の手続き	9
4	現場説明会	9
5	実施要領等に関する質問受付、質問回答の公表	9
6	参加資格の確認及び結果通知	10

第 3 参加資格に関する条件等

1	参加者の構成	11
2	参加資格要件	11
3	その他	13

第4 第1次審査及び第2次審査

1	第1次審査（資格審査）	14
2	第1次審査提出書類の受付	14
3	第1次審査結果の通知	15
4	第2次審査（提案審査）	15
5	第2次審査提出書類の受付	15

第5 事業者の選定

1	事業者の選定審査方法	16
2	審査委員会の設置	16
3	審査の内容	16
4	審査項目	16
5	プレゼンテーション及びヒアリング	16
6	最優秀提案者の決定	17
7	審査結果及び評価の公表	17

第6 提出書類・作成要領

1	第1次審査（資格審査）に関する提出書類	18
2	応募辞退時に関する提出書類	18
3	第2次審査（提案審査）に関する提出書類	18

第7 その他

1	留意事項	19
2	情報公開及び情報提供	20
3	補足	20

別紙1	本事業に係るリスク分担表	21
-----	--------------	----

別紙2	不可抗力による増加費用及び損害の負担方法の考え方	24
-----	--------------------------	----

別紙3	物価変動等に係る対価の改定方法の考え方	25
-----	---------------------	----

別添資料

資料1 事業者選定審査基準

資料2 様式集

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

松田町ボトルドウォーター生産施設整備運営事業

2 背景及び本事業で目指す将来像（事業の目的）

【地域の現状】

神奈川県西部に位置する松田町は、首都圏から 100km 圏内の至近距離にあり、面積 37.75 ㎢のうち 94%を山間地が占めている。小田急線、JR 御殿場線の鉄道や東名高速道路、国道 2 路線（R246 号、255 号）が交差する交通至便な町だが、人口は平成 7 年（1995 年）の 13,270 人をピークに減少を続けている。当町は、平成 25 年（2013 年）に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「消滅可能性都市」として指定されて以来、様々な地方創生の取り組みを実施してきた結果、令和 5 年の新たな発表では「消滅可能性都市」からの脱却を果たしたものの、令和 8 年（2026 年）2 月には人口が 10,199 人（ピーク時から約 23%減）となり、依然として人口減少に歯止めがかかっていない。

当町の町域は、2つの鉄道駅を中心とした松田地区と、山間部に位置する寄（やどりき）地区に分けられ、本事業を実施する寄地区は、丹沢山系に位置する緑豊かな山々により育まれる良質な地下水を水源として、上水道の供給を行ってきたが、人口減少に伴う給水人口の減少が継続し、有収水量（水道事業において料金徴収の対象となった水量）も減少に転じている。

また、当町は、兼ねてより、中山間農業を実施してきたが、昨今の農業従事者の減少から、関係する出荷額が低迷している。その一方、土地の開発余力があるにも関わらず、企業誘致が進まず、地域内での雇用の受け皿が乏しいものとなっている。

【目指す将来像】

水産業創出に向けた生産設備を整備し、地域資源を活かした水関連商品が新たに誕生することによる効果。

①水を活用した地域産品が生み出されることにより、稼げる産業が地域に創出されている。

…本施設により新たな付加価値が生まれるとともに、当町の良質な水を使用し、水に対し機能を付加（炭酸水等の製造）する取り組みを並行して行うことで、更なる販路の拡大はもとより、機能水が同地域内の他産業への活用を促し、地域産品が新たに産出され、雇用を生み出し、地域経済の活性化に繋がる。

②松田町が水資源の豊かな自然環境に優れた町としてブランディングされ全国に広く認知されている。

…本事業により生産されたボトルドウォーター及びブランド展開により、当町の水資源を取り巻く状況を好転する機会を創出し、全国に当町の名称が自然豊かなイメージのもと良質な水の産出地であると普及・認知されていくことで、水関連商品のみならず、既存の一次産品（農産物等）のイメージアップに波及し、地場産

業の町外への販路拡大、販売額の増加が図られている。

③水需要が増大されることにより寄簡易水道事業の安定的な経営ができる。

…本事業により整備する施設により生産されるボトルドウォーターの原材料(水道水)である寄簡易水道事業の有収水量が、商品の生産・販売量に比例し増加することが期待される。また、生産施設で使用する水道供給区分は、家庭用より高単価で設定されている事業用区分とすることから、水道使用料金収入への波及効果が高く、当該収益を基礎とした、水道インフラの維持に重要な役割を果たす。

④水を起点とした関係人口が創出されている。

…本事業を通じ、当町の豊かな自然環境、神奈川県の水源地帯としての存在価値を改めてPRするため、当町内に存在する水源涵養施設「やどりき水源林」にて実施されている自然体験活動やワークショップと連携したイベント等を開催・継続していくことで、地域外の住民が水に関心を寄せ訪れる関係人口となり、地域の環境保全活動に参加し、地域づくりの一員となる。

3. 事業内容等

①事業名：松田町ボトルドウォーター生産施設整備運営事業

②事業手法：本事業は、施設の所有及び資金調達に関しては町が行い、施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務、商品企画・販売促進に向けたブランディング業務等を特定事業者包括的に委託する「DBO：Design Build Operate 方式」により実施する。

また、水道水を原料として製造するボトルドウォーターのOEM製造等の事業者の創意工夫を生かした業務の運営も可能とする。

③事業内容：ボトルドウォーター生産施設等の新築に係る設計・監理業務、建設業務、供用開始後の運営業務及び商品企画・販売促進に向けたブランディング業務等とする。

④設計業務：設計(基本・実施)業務、各種許認可等申請業務、工事監理業務

⑤建設業務：建築工事一式(ストックヤード含む)、設備工事(電気・機械・空調・合併処理浄化槽等)、生産設備工事(製造ライン等)、外構工事(駐車場整備含む)

⑥運営業務：施設供用開始後の施設運営業務

⑦ブランディング業務：商品企画・販売促進に関する業務

⑧事業期間：契約締結日～令和9年3月31日(水)

なお、運営業務は、施設の供用開始後(令和9年4月1日を予定)から、当該施設の使用許可等の方法により、最長20年間の管理・運営を行う。

4 建設事業対象地

①対象事業：松田町ボトルドウォーター生産施設整備運営事業

②事業対象地：神奈川県足柄上郡松田町寄 3081 番地ほか(敷地面積 2,990 m²)

③都市計画：都市計画区域外

- ④用途地域：無指定
- ⑤建ぺい率：50%
- ⑥容積率：100%

5 対象業務と仕様等（要求水準）

本事業を実施するものとして選定された民間事業者（以下「事業者」という）は以下の業務を行う。概略は下記のとおりとする。

（１）施設整備業務（設計・施工）に関する要求水準

下記ア～エに関わる施設整備に必要な調査・測量・設計・法手続き及び工事施工、工事監理。神奈川県建築・設備工事監督検査実務要覧に基づいた書類提出及び町の工事検査対応。

ア 設計・工事監理等

施設整備に必要な調査・測量・設計・工事監理・法手続き（神奈川県県西土木事務所、保健所・消防署等）などの業務。

【参考経費】22,000 千円（消費税込）

イ 施設概要

- ・新築建物（生産施設）…鉄骨造 平屋建て、延べ面積 1,000 m²程度（規模は提案による）。
- ・事務所機能等…事務所、トイレ、更衣室、シャワー等の施設運営に必要なスペース（規模は提案による）
- ・新築建物（倉庫）…製品等のストックヤード（規模は提案による）
- ・環境負荷の低減に配慮した設計を行い実施すること。
- ・動力線の引き込み及びキュービクルの設置を行うこと。
- ・製品の原材料である水道水を事業対象地に隣接した町営水道管から生産設備に引き込むこと。
- ・施設から発生する汚水は、合併処理浄化槽を新設し、接続すること。
- ・周囲の環境に配慮し、設備にあっては、防音・断熱対策等を実施すること。

【参考経費】360,000 千円（消費税込）

※内訳（参考）・建築工事 220,000 千円 ・電気設備工事 50,000 千円

・機械設備工事 70,000 千円 ・附帯工事 20,000 千円

ウ 主要設備（生産ライン）

以下の生産能力を有する設備を導入すること。

- ・ペットボトル（ボトルドウォーター）充填設備…2,000 本／時（500ml 換算） 程度

- ・炭酸水充填設備…1,000 本／時（500ml 換算） 程度
- ・付帯設備…ボイラー設備、検査機器一式、クリーンルーム等
- ・HACCP 等の高度な衛生管理基準に適合した施設レイアウトとすること。

【参考経費】152,000 千円（消費税込）

エ 外構工事

本施設整備にあたって必要となる施設周囲の外構(駐車場、フェンス、門扉、植栽、舗装一式)工事。

【参考経費】16,000 千円(消費税込)

(2) 施設運営及びブランディング業務等に関する要求水準

今回整備する「ボトルドウォーター生産施設整備」を町は、飲料の製造・販売のノウハウを有する事業者の使用させる（20 年間）。また、併せて、当該施設で生産する「ボトルドウォーター」の販路拡大に向けたブランディング業務や新たな商品の開発を行う。事業者は以下の目標達成に向けた具体的な計画を提示すること。

【目標】

- ①生産・販売量… 2030 年度までに年間ボトルドウォーター400 万本、炭酸水 200 万本の販売を目指す。

(積算基礎)

- ・ボトルドウォーター：8 時間稼働×2,000 本(1H 当たり生産量)×250 日(年間稼働日)
＝400 万本
- ・炭 酸 水：8 時間稼働×1,000 本(1H 当たり生産量)×250 日(年間稼働日)
＝200 万本

- ②製品出荷額…2030 年度に年間 3 億円規模とする。
- ③地元雇用…2030 年度までに累計 14 名以上の雇用をする。
- ④コラボレーション事業者数…町内の事業者や生産者とのコラボレーション商品の開発を行い、一次産業や飲食店などの高付加価値化を図る。コラボレーション商品を開発した事業者数を年間 5 社以上とする。
- ⑤町民のブランド認知度…水をブランド化して外販することで、当町の水資源の価値が認知される。これにより、更に水関連製品の購買力向上に繋がる好循環を生み出すことから、認知度を定期的に購買者へのアンケート調査により計る。町民の認知度を 2030 年度までに 22%までにする。

なお、ブランディング業務は、2026～2028 年の 3 か年実施するものとし、初年度は、以下の内容に取り組むものとする。

- ア 「緑と清流のまち」としてのブランド戦略を町民や移住関心者層に向けた調査を実施した上で策定する。
- イ 販売前から松田町の豊かな自然や水の美しさをアピールするための制作物を作

製する。

ウ ブランドコンセプトを策定し、デザインの作成やPR サイト制作をする。

	2026 年 度増分	2027 年 度増分	2028 年 度増分	2029 年 度増分	2030 年 度増分	KPI 増分 累計
製品出荷額(千円)	0	120,000	80,000	75,000	25,000	300,000
新規雇用者数(人)	0	11	1	1	1	14
コラボレーション事業者数(社)	2	5	5	5	5	22
町民のブランド認知度 (%)	2	5	5	5	3	22

(3) 町寄簡易水道事業利用に関する要求水準

ボトルドウォーター等の生産に応じ、当該製品の原材料である水道水の使用に応じ、水道料金を支払うが、先述の「生産・販売量」記載内容が履行できた場合、町では、下記の通り、2028 年までに年間最低 1,500 万円の水道使用料を見込んでいる。

※1 L あたり最低 5 円(税込)以上の水道使用料の納付を求める。なお、具体の金額の設定については、提案による。

(積算基礎)

ボトルドウォーター及び炭酸水生産 合計本数 600 万本(500ml／本)の場合

600 万本×2.5 円＝1,500 万円(税込)

※600 万本を超える場合：500ml／本あたり 2.5 円(税込)を追加する

(4) 運営時の施設利用料金に関する要求水準

供用開始前及び開始後の施設運営に関し町からの支払いは生じない(無償)。

町は事業者に対し、施設整備に要した費用を生産開始後、町に施設使用料を支払うこと。

※ 施設使用料：1,500 万円／年(20 年間)

6 契約方法

当町は、選定された事業者と随意契約により、施設整備業務(設計・施工・工事監理)を一括して発注し、契約を締結する。また、ブランディング業務は、別途委託契約を締結し、運営業務については、基本協定書を締結する。

7 契約金額

契約金額は、事業者の提案金額(税込価格をいう。)を基本に定めることとする。

(1) 施設整備業務の設定価格は、550,000 千円(税込価格)以内(※)とし、本事業に係る設計費、工事監理費、施工費、備品費の合計額とする。

※内訳(参考)：①設計・工事監理(約 22,000 千円)

②建築工事(電気・機械・空調設備含む)(約 360,000 千円)

③生産設備整備(約 152,000 千円)

④外構整備(約 16,000 千円) ①～④は全て税込

(2) ブランディング業務の設定価格は、1 年目：16,500 千円(税込価格)以内とする。

【参考：3 年間合計 (47,850 千円以内)】

8 支払い条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、当町と事業者との間で締結する事業契約に示す。

(1) 設計費

年度	支払内容	支払限度額	備考
8 年度	完了払い	設計費の全額	

(2) 工事監理費

年度	支払内容	支払限度額	備考
8 年度	完了払い	工事監理費の全額	

(3) 施工費

年度	支払内容	支払限度額	備考
8 年度	完了払い	施工費の全額 (前払金分を除く)	※前払金については、 「松田町公共工事の前払 金に関する規則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 10 号）」による。

(4) ブランディング業務

年度	支払内容	支払限度額	備考
8 年度	完了払い	委託費の全額	

(5) 運営業務

年度	支払内容	支払限度額	備考
8 年度	—	—	供用開始前及び開始後の 運営に関し町から事業者 への支払いは生じない (無償)。また、生産に応じ て町に「施設使用料」を支 払うこととし、詳細につ いては、提案に基づき別 途協議するものとする が、1,500 万円／年を想定 している。

9 事業期間

契 約 締 結：令和8年7月下旬予定（町議会にて契約議案承認後）

事 業 期 間：契約締結の翌日から令和9年3月31日（木）まで

上記事業期間のうち、設計、施工及び工事監理期間は、原則として、下記のとおりとする。

設 計 期 間：契約締結の翌日から令和8年10月31日（土）まで

施 工 期 間：令和8年11月1日（日）から令和9年3月26日（金）まで

工事監理期間：令和8年11月1日（日）から令和9年3月26日（金）まで

※事業期間については、設計、施工及び工事監理期間を定めているが、本事業全体（設計、施工、工事監理）として令和9年3月26日（金）までに事業が完了することが可能と判断できる場合には、事業者から提案される事業工程に基づき、期間等の変更に対応する。

10 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

松田町役場政策推進課定住少子化担当室 定住少子化対策係

T E L：0465-84-5541

F A X：0465-83-1229

E-mail：teiju@town.matsuda.kanagawa.jp

U R L：https://town.matsuda.kanagawa.jp/

第2 事業者の募集に関する事項

1 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者募集及び選定にあたってのスケジュールは、下表のとおりとする。
なお、スケジュールは変更となる場合がある。

日程	内容
令和8年6月3日(水)	実施要領等の配布開始
令和8年6月3日(水)～ 令和8年6月12日(金)	現場説明会参加申込み
令和8年6月12日(金)～ 令和8年6月15日(月)	現場説明会 集合場所：寄農と交流拠点施設

	管理棟
令和 8 年 6 月 12 日(金)～ 令和 8 年 6 月 19 日(金)	実施要領等に関する質問の受付
令和 8 年 6 月 23 日(火)	実施要領等に関する質問に対する 回答の公表
令和 8 年 6 月 19 日(金)～ 令和 8 年 6 月 23 日(火)	1 次審査提出書類の受付
令和 8 年 7 月 3 日(金)	1 次審査結果の通知
令和 8 年 7 月 16 日(木)	辞退届の受付締切
令和 8 年 7 月 21 日(火)	2 次審査提出書類の受付締切
令和 8 年 7 月 23 日(木)	プレゼンテーション・ヒアリング
令和 8 年 7 月 24 日(金)	最優秀提案者の決定・審査講評の公表
令和 8 年 7 月 27 日(月)	仮契約締結・基本協定書締結
令和 8 年 7 月下旬	契約締結（議会の議決後）

3 募集の手続き

実施要領等については、松田町ホームページに掲載するほか、参加希望者を対象に下記の場所にて電子データで配布する。

(1) 配布期間

配布期間：令和8年6月3日(水)～令和8年6月18日(木)まで
※但し、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 配布場所

配布場所：松田町政策推進課定住少子化担当室 定住少子化対策係
配布時間：午前9時～午後4時（正午から午後1時を除く。）

4 現場説明会

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、応募者が個別に工事場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程及び申込方法等は、次のとおりである。

(1) 日時

日時：令和8年6月12日(金)、15日(月)の両日。午後1時30分から。
※現場説明会は1時間程度を予定しています。

(2) 現場説明会の参加が可能な者

次の事項を満たす者について、現場説明会の参加を可能とする。

ア 本事業の応募予定者で参加資格を満たす者

イ 現地調査の実施日に、本実施要領「第3 2. 参加資格要件」を満たしている者

(3) 現場説明会の申込方法

ア 申込方法

現場説明会に参加する応募者は、当町ホームページより「(様式1-2) 現場説明会申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。

なお、メールタイトルには「現場説明会の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

イ 申込先

申込先：松田町政策推進課定住少子化担当室 定住少子化対策係
メールアドレス：teiju@town.matsuda.kanagawa.jp

ウ 申込期限

申込期限：令和8年6月11日(木) 正午必着

5 実施要領等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 実施要領等に関する質問受付

実施要領等に記載の内容に関する質疑応答を、以下のアからウに示す要領

にて行う。

ア 受付期間

受付期間：令和 8 年 6 月 12 日(金)～

令和 8 年 6 月 19 日(金) 午後 4 時必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式 1－1) 実施要領等に関する質問書 (Word)」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルには「実施要領等に関する質問」と明記すること。

受信確認は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時(休庁日であった場合は翌開庁日に実施すること)

ウ 提出先

提出先：松田町政策推進課定住少子化担当室 定住少子化対策係

(2) 実施要領等に関する質問回答の公表

実施要領等に関する質問回答は、令和 8 年 6 月 23 日(火)を目途に、当町ホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しないものとする。

6 参加資格の確認及び結果通知

(1) 参加資格の確認

本実施要領「第 3 2. 参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本実施要領「第 4 第 1 次審査及び第 2 次審査」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

(2) 参加資格の審査結果の通知

上記(1)の確認結果は、本実施要領「第 4 4. 第 1 次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 参加資格に関する条件等

本事業プロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

1 参加者の構成

(1) 参加者の定義

参加者の構成は、次のとおりとする。

- ア 参加者は、当町の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独企業、または複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という）とする。
- イ 構成企業は、本事業の対象工事の設計及び工事監理を行う企業（以下「設計企業」という）及び本事業の対象工事を施工する企業（以下「建設企業」という）の合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。
- ウ 単独企業または建設企業は、町内または近隣市町の企業を含めた合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。
- エ 単独企業または構成企業から直接業務の一部を受託し、または請負うものを協力企業とする。

(2) 代表企業の選定

- ア 単独企業または構成企業の中から代表企業を定め、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、当町との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、当町への登録及び提出、ならびに当町からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

(3) 複数応募の禁止

参加グループの単独企業または構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係または人的関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

2 参加資格要件

(1) 構成企業の共通参加資格要件

参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- ア 本公表から契約締結の日までの間に松田町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けている期間がある者

- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び動力団員の経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- オ 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てをしている者または申立てをされている者、または、民事再生法（平成 12 年法律第 255 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者または申立てをなされている者。但し、手続き開始決定を受けている者を除く。
- キ 本実施要領「第 5 2. 審査委員会の設置」で定める審査委員が属する法人またはその法人と資本関係または人的関係のある者

（２）設計企業の参加資格要件

本事業の設計及び工事監理業務の中心的役割を担う設計企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
- ウ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、意匠主任技術者及び構造主任技術者、設備主任技術者をそれぞれ 1 名配置すること。
- エ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である施工監理技術者（建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。

（３）建設企業の参加資格要件

本事業の施工業務の中心的役割を担う建設企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

- ア 建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち、神奈川県内に本店または建設業法に基づく許可を受けた支店または営業所を有していること。
- イ 国土交通大臣または都道府県知事が通知した建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の令和 8 年 4 月 1 日時点の数値が、810 点以上であること。

- ウ 建築業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づく監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という）を工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。
- エ 配置する監理技術者等は、次の要件を全て満たすこと。なお、事業者選定審査後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。
- （１）各現場に配置する監理技術者等のうち 1 名は、一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者または建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - （２）建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習終了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- オ 建設企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある建築コスト管理士（本事業のコスト管理を行う者をいう。）を配置できること。

（４）運営企業の参加資格要件

- ア 飲料の製造販売又は類似の食品製造販売に関する業務の実績を有していること。

（５）ブランディング事業参画企業の参加資格要件

- ア 平成 28 年度(2015 年度)から令和 7 年度(2025 年度)【過去 10 年間】までの期間において、同種業務又は類似業務を受注し、かつ履行した実績を有していること。

3 その他

（１）地元企業の活用について

- 参加者は、下請や資材調達に当たって、積極的に協力企業として地元企業を活用すること。

（２）生産ライン(水道水及び炭酸充填)に使用する機材について

- 参加者は、対象建物に整備する生産ラインに使用する機材の調達にあたって、日本国内で製造・流通しており、メーカーによる日本国内でのサポート体制が確立されたメーカーの製品であること。

（３）連絡方法

- 第 1 次審査及び第 2 次審査において連絡事項等がある場合は、代表企業から行うものとし、当町から連絡事項等がある場合も、代表企業にのみ行う。

第4 第1次審査及び第2次審査

1 第1次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本実施要領に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を事務局で行う。

1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査を行うものとする。

2 第1次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む第1次審査書類を、次の（1）から（4）に示すと通りの要領で事務局に提出する。

なお、第1次審査書類の作成については、本実施要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこと。

（1）受付期間

受付期間：令和8年6月19日（金）～6月23日（火）

午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）

※但し、土曜日及び日曜日は除く。

※郵送の場合は、6月23日（火）午後4時必着とする。

（2）提出書類

本実施要領「第6 提出書類・作成要領」に記載する以下の必要書類を提出すること。

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1) 参加表明書 | (様式集【様式2-1】) |
| 2) 応募者の構成表及び役割分担表 | (様式集【様式2-2】) |
| 3) 委任状 | (様式集【様式2-3】) |
| 4) 設計企業に関する書類 | (様式集【様式2-4】) |
| 5) 建設企業に関する書類 | (様式集【様式2-5】) |
| 6) 建設業許可等の状況 | (様式集【様式2-6】) |
| 7) 設計業務実績 | (様式集【様式2-7】) |
| 8) 工事監理業務実績 | (様式集【様式2-8】) |
| 9) 建設工事業務実績 | (様式集【様式2-9】) |
| 10) 設計・建設工事共同企業体協定書 | (様式集【様式2-10】) |
| 11) 設計・施工・施工監理者に関する書類 | (様式集【様式2-11】) |
| 12) 飲料の製造販売に関する実績調書 | (様式集【様式2-12】) |
| 13) ブランディング業務実績調書 | (様式集【様式2-13】) |
| 14) 参加者の直近3か年の決算書(貸借対照表・損益計算書等) | (任意様式) |

（3）提出方法

第1次審査書類は、郵送（配達証明付）または持参する方法により提出すること。

表に「松田町ボトルドウォーター生産施設整備運営事業」と朱書きすること。

指定された日時に提出を終えない場合、原則、再提出はできない。

(4) 提出先

提出先：松田町政策推進課定住少子化担当室 定住少子化対策係

3 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、令和8年7月3日（金）を目途に電子メールにて通知する。

4 第2次審査（提案審査）

(1) 提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、設定価格以内であることを確認する。設定価格を越える場合は失格とする。

なお、応募者が1者の場合も、提案審査を行うものとする。

5 第2次審査提出書類の受付

参加資格確認通知を受理した者は、次により価格提案書を含む第2次審査提出書類を提出する。なお、第2次審査提出書類は、持参による方法により当町に提出する。

第2次審査提出書類の作成については、本実施要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこととする。

2次審査においては、応募者に対して、提出された技術提案書の内容に関するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という）を実施する。なお、プレゼンテーションの実施については、事前に通知する。

なお、プレゼンテーションに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出期日

提出期日：令和8年7月21日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

書類提出する時は、所定の表紙を付け1冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は別途資料「資料2 様式集」による。

(3) 提出方法

表に「松田町ボトルドウォーター生産施設整備運営事業提出書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

提出先：松田町政策推進課定住少子化担当室 定住少子化対策係

第5 事業者の選定

1 事業者の選定審査方法

本事業の事業者の選定審査に当たって、応募者のうち優れた提案を行った者を客観的に評価し、選定する。

2 審査委員会の設置

当町は、事業者の選定審査において、公正性及び透明性を確保することを目的に、町職員及び学識経験者等で構成される「松田町ボトルドウォーター生産施設整備運営事業審査委員会」（以下「審査委員会」という）を設置し、提出された書類の審査を行う。事業者の審査前までに、審査委員と本事業に関して接触を持ち、または持とうとした応募者は失格とする。

3 審査の内容

審査委員会において、別添資料「資料1 事業者選定審査基準」に基づき、本事業に係る技術提案書等の提出内容による技術評価点と提案価格による価格評価点、提案評価点の合計得点（総合評価点）が高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

4 審査項目

審査項目は、別添資料「資料1 事業者選定審査基準」を参照すること。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書類の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は各応募者に個別にお知らせします。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開にて行います。

ただし、提案説明者が、他提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することは認めません。

①実施時期 令和8年7月23日（木）予定

②実施場所 町指定場所（松田町役場内会議室を予定）

③実施時間 1応募者当たり1時間程度（説明30分以内、質疑応答30分以内）を予定しています。

※ 応募が多数ある場合には、選定委員会において事前に提案書類の内容審査及び評価を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する者として、最大5者程度の者を事前に選定する場合があります。

※ プレゼンテーションにおいては、PowerPoint等を用いて提案書類の内容を要約した資料をスクリーンに投影する方法を用いることも可能とします。ただし、提出済の提案書類に記載のない新たな提案を行うことは禁止します。なお、プレゼ

ンテーション時のスクリーン及びプロジェクターは町が準備します。

6 最優秀提案者の決定

当町は、総合評価点に基づき、最終的な選定審査により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約の優先交渉権者として決定する。ただし、優先交渉権者は、できる限り町の要望を聞き、その実現に努めることとする。

当町は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により設計施工一括契約を締結する。但し、最優秀提案者が事業契約を締結しない場合は、当町は次点提案を行った優秀提案者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

7 審査結果及び評価の公表

(1) 最優秀提案者の公表

当町が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の合否について書面で通知する。

(2) 参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提案書の提出期日以降、最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが本実施要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。

イ 最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが本実施要領「第5 2. 審査委員会の設置」に定める委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり、接触をした場合。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 選定の取り消し

当町は、選定した事業者が契約締結までに本実施要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した時は、選定を取り消すことができる。但し、やむを得ない事由による場合は、当町と協議を行うこととする。

(4) 審査評価の公表

当町は、事業者選定審査後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を当町ホームページを通じて公表する。審査講評の公表時期は令和8年7月末頃を予定している。

第6 提出書類・作成要領

1 第1次審査（資格審査）に関する提出書類

応募者は、（様式2－1）から（様式2－13）及び代表企業の直近3か年の決算書（任意様式）について、所定の部数を一括して提出すること。

2 応募辞退時に関する書類提出

第1次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「（様式3－1）応募辞退書」を提出すること。

3 第2次審査（提案審査）に関する提出書類

（1）一般的事項

第2次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。

「（様式4－1）価格提案書」「（様式4－2）提案価格内訳書」は、封筒に入れ、厳封すること。（様式5－1）から（様式5－3）は1冊とし、表紙を付けて、所定の部数（10部）を提出すること。

但し、正本には「（様式4－3）誓約書」を綴ることとする。

また、それぞれの電子ファイルをCD－RまたはDVD－Rに書き込み、クローズした上で提出すること。

その他、下記のアからキまでの各規定に従うこと。

ア 各様式の所定の欄に、当町より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

イ 正本については応募者名を付け、副本については住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる表記は付けない（規定のある場合を除く。）。

ウ 応募書類の変更、差替えまたは再提出は一切認めない。

エ 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料2 様式集」を参照すること。

オ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うため、着色や図表等を採用しても構わない。

カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

キ 透視図や各計画図等へ模型写真をカットとして表現することは認める。
なお、模型の提出等がある場合は、事前に申し出をすること。

ク プロポーザル中は、録音及び録画をする。

（2）価格提案書

価格提案書は、本実施要領「第1 7. 契約金額」を踏まえた金額の総額（税抜き）とすること。

（３）技術提案書及び設計図面

提案書及び設計図面を１冊にまとめ、表紙（様式５－１）を付けて、Ａ３横長左綴じで「正本１部」及び「副本１０部」を提出する。また、第２次審査（提案審査）に関する提出書類のうち、技術提案書（様式５－１・様式５－２）及び設計図面（様式５－３）の電子媒体（ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒに書き込み、クローズすること）を１セット提出する。

図面は、ＪＩＳの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

第７ その他

１ 留意事項

（１）応募要領の承諾

応募者は、価格提案書及び技術提案書等の提出をもって、実施要領（本実施要領の他に、別添資料「資料１ 事業者選定審査基準」「資料２ 様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

（２）費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

（３）提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権。実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

但し、当町が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象であることを過失無くして知らなかった場合には、当町が責任を負う。

ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「松田町情報公開条例」第５条に基づき、非公開の対象とする。

エ 町の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他町が必要と認める時には、当町は、提案書の全部または一部を無償で使用するができるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(4) 当町からの提示資料の取扱い

当町が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、当町のホームページを通じて行う。

本実施要領に定めることのほか、プロポーザル実施にあたって必要な事項が生じた場合においては、当町のホームページを通じて情報提供を行うほか、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

3 補足

(1) 第1 事業内容に関する事項 6 契約方法

契約方法については、本実施要領公表時点において、町が想定するものであるため、提案内容等を踏まえ、変更となる場合があるものとする。

(2) 第3 参加資格に関する条件等 1 参加者の構成 (1) 参加者の定義

本事業においては、施設の整備だけでなく、供用開始後の運営やブランディング業務も重要な要素となるため、「ア」及び「イ」の参加者及び構成企業については、要領における「対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる」企業という定義に加え、「令和8年度松田町ボトルドウォーター生産施設整備運営事業事業者選定審査基準」を踏まえた上で、「対象施設の運営、商品企画・販売促進に向けたブランディング業務を行うことのできる」企業についても含まれるものとする。

また、「ウ」の共同企業体の構成に係る定義付けについては、県外の企業が対象工事の施工を行う場合を想定したものであり、町内または近隣市町の企業が建設企業となる場合は、1者での参加を妨げるものではない。

【別紙１】本事業に係るリスク分担表

※本表は、町と事業者のリスク分担に関して基本的な考え方を示すものであって、プロポーザル実施要領等に別途記載があるものは、要領等の記載が優先する。

リスク分担表

	リスクの種類		リスクの種類の内容	負担者	
				町	事業者
共通	提供した情報リスク		実施要領等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○	
	契約リスク		議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	—	
			上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	—	
			事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
	応募リスク		応募費用		○
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
		許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合 事業者が取得する許認可		○
			町の事由による許認可取得遅延 町が取得する許認可	○	
	社会リスク	住民対策リスク	本事業そのものに対する住民の理解が得られなかった場合	—	
			提案内容に関し、住民の理解が得られない場合		○
			住民からの苦情（建設時・維持管理時）		○
		第三者賠償リスク	本事業の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境関連リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク		町の債務負担行為による中断・中止	○	
			事業者の債務負担行為・構成企業の債務不履行等による遅延・中止		○
	不可抗力リスク		天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	別紙２のとおり	
	発注者責任リスク		町の指示の不備・発注文書・提案書の規定を超える変更による設計・工事・維持管理の請負内容の変更	○	
			事業者の指示・判断の不備・変更による、設計・工事・維持管理の変更		○
	警備リスク		盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延など		○
	請負委託リスク		事業者からの業務委託に関するリスク		○
	要求水準未達リスク		要求水準・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○
	支払遅延・中断リスク		町の支払いの遅延・中断	○	
	安全管理リスク		建設期間・維持管理期間に事故や第三者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○
	工事	測量・調査リスク		町が実施した測量・調査に関するもの	○
事業者が実施した測量・調査に関するもの					○

		地質障害・地中障害物・埋蔵文化財等により新たに必要となる測量・調査に関するもの	○	
	設計変更リスク	町の指示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		事業者の提示内容、指示、判断の不備によるもの		○
	用地確保リスク	事業用地の確保	○	
		工事・事業者の運営等に必要な用地確保		○
	用地瑕疵リスク	町が事前に公表した資料から予見できるもの		○
		町の公表資料から予見できない文化財・土壌汚染・埋設物等の障害物、地質障害等に関するもの※1	○	
	工期変更・工事遅延リスク	町の指示および町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者に起因するもの		○
	建設コスト増大リスク	町に起因するもの	○	
		事業者に起因するもの		○
	設計・建設期間の物価変動リスク	一定超の物価変動によるもの	別紙3のとおり	
		一定以下の物価変動によるもの		
	引渡前における施設の損傷リスク	工事目的物、工事材料、又は建設機械器具について生じる建設段階における施設損傷		○
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	瑕疵リスク	瑕疵担保期間中（引渡しから2年間、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分については10年間）に見つかった、事業者が施工した部分の瑕疵		○
		瑕疵担保期間終了後に通常の検査によって発見できない隠された瑕疵が発見された場合		○
	工事の中止リスク	町の指示によるもの	○	
		事業者の責めに起因する中止		○
維持管理・運営に関するリスク	施設の瑕疵リスク	事業者が施工していない部分の瑕疵	○	
		瑕疵担保期間中（引渡しから2年間、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分については10年間）に見つかった、事業者が施工した部分の瑕疵		○
	維持管理の要求水準不適合リスク	要求水準未達によるもの		○
	需要変動リスク	需要変動による売上げの減少 ※2		○
	施設・設備の損傷リスク	設計・施工に係る事業者の技術不足		○
		維持管理・運営に係る事業者の技術不足		○
		第三者に起因するもの ※3		○
		経年劣化 ※4		○
	設備・備品の損傷・紛失・盗難リスク	備品の自然劣化や第三者に起因する損傷・盗難		○
その他	備品更新リスク	事業者の設置する備品		○
	修繕リスク	町の事由によるものを除いた分		○
	事業終了時手続リスク	施設撤去・原状回復等の施設明け渡し手続きに伴う諸費用の発生・増加		○
	提案事業、自主事業に関するリスク	提案事業、自主事業の実施に関するリスク		○
	事業終了リスク	事業終了手続きの諸経費等精算手続き費用		○

※1 要領等（閲覧資料を含む）の情報から、明らかに地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染等の位置や地質の状況について推察することが可能であったにもかかわらず、事業者の過誤によりこれらの位置や状況を判断できなかった場合

や、事業者が事前調査を実施した箇所において調査の不備や過誤があり、工事遅延及び工事費増大が生じた場合は、事業者が負担する。

※2 自然災害などの不可抗力場合など、事業者で予測不可能な事象を要因とした需要変動を除く。

※3 事業者の重過失や善管注意義務により生じた第三者による損傷を除く。

※4 事業者が適切な維持管理を怠り、本来予防可能であった施設や設備の経年劣化による損傷を除く。

【別紙２】不可抗力による増加費用及び損害の負担方法の考え方

＜不可抗力による場合＞

【本施設の引き渡しまで（施設整備段階）】

- 1 本事業において不可抗力により事業者が生じた損害の額（本事業の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって事業契約書に基づき検査、立ち合いその他の本事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額（以下「損害合計額」という。）は、本事業の施設整備に係る対価の100分の1までは事業者が負担し、それを超える部分は町が負担するものとする。
- 2 前項における損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 本事業の目的物に関する損害等：損害を受けた目的物に相応する事業費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 材料に関する損害：損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相応する事業費とし、存在価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害：損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 3 数次にわたる不可抗力により損害が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害等の負担については、第1項中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「事業費の100分の1を超える額」とあるのは「事業費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

＜法令変更による場合＞

法令変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1及び2のいずれかに該当する場合には町が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

- 1 本事業に直接関係する法令変更等によるもの
- 2 消費税及び地方消費税の変更に係るもの（税率の変更を含む。）

【別紙 3】物価変動等に係る対価の改定方法の考え方

1 施設整備費に係る対価（松田町建設工事請負契約約款より）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。